

災害復旧工事における現場代理人の兼務の取扱いについて

大多喜町では現場代理人の取扱いについて、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」にて定めていますが、令和5年台風13号の接近に伴う大雨により発生した災害復旧工事等を効率的かつ迅速に対応するため、現場代理人の兼務の取扱いについて下記のとおり運用します。

記

- 1 適用期間 令和8年3月31日までとする。
- 2 兼務件数 5件まで兼務可能とする。
(通常の場合3件とは別に5件まで兼務が可能)
- 3 留意事項
 - (1) この運用における「災害復旧工事」とは、「令和5年台風13号の接近に伴う大雨に係る災害復旧工事」を指し、その他の災害復旧工事は通常の工事とみなす。
 - (2) 大多喜町発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。
 - (3) 本取扱いに記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとする。
 - (4) 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、要請があった場合は速やかに当該現場へ向かう等の対応をとること。
 - (5) 受注者は契約時に、財政課に現場代理人兼任届（別記第1号様式）を提出すること。

現場代理人の兼務要件（概要）

	通常	本取扱い
範囲	大多喜町内	大多喜町内
金額	請負金額 4,000 万円未満 (建築一式工事にあつては 8,000 万円未満)	請負金額 4,000 万円未満 (建築一式工事にあつては 8,000 万円未満)
件数	3 件まで	5 件まで (通常の場合 3 件とは別に 5 件まで兼務が可能)
承認等	当該発注機関の承諾が必要	当該発注機関の承諾が必要
兼務届	入札案件 → 入札書提出時に財政課に提出 契約後に担当課へ提出 随意契約案件 → 担当課に提出	入札案件 → 入札書提出時に財政課に提出 契約後に担当課へ提出 随意契約案件 → 契約時に財政課に提出 担当課に提出